

地方消費税率の引き上げに係る用途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 51,475千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）
 が充てられる社会保障施策に要する経費 647,503千円

(単位：千円)

事業区分名	令和2年度 決算額		社会保障 施策費 A-B	財源内訳			一般財源 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
	A	うち人件費 B		特定財源		その他		
				国・県 支出金	地方債			
社会福祉費	321,798	26,047	295,751	164,677		1,037	130,037	10,346
民生費	294,354	26	294,328	23,266		11,775	259,287	20,590
児童福祉費	267,839	25,146	242,693	136,063		24,973	81,657	6,486
保健衛生費	224,500	41,758	182,742	4,847		1,373	176,522	14,053
合計	1,108,491	92,977	1,015,514	328,853	0	39,158	647,503	51,475

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は一般財源の比率に応じて按分